

# 農～ 世界をめざして 農業を祝おう！



「遺伝子組み換え技術の  
基本的問題点」金川貴博さ  
ん（京都学園大学）、「遺伝  
子組み換えナタネ自生問題」  
河田昌東さん（遺伝子組み  
換え情報室）、「自生調査か  
ら見えること」八田純人さ  
ん（農民連食品分析センタ



ジュリー・  
ニューマンさん

生物多様性問題、G M 問題は、近代以降の市場経済優先の考え方から生まれてきた問題と言える。これは、現代社会の根本的な問題だ。地球上のすべての生物は互いに助けあって共存している。このように価値観をえていかなければならぬ。それは、文明の転換をも意味している。M O P 5 の作業部会が、そうした観点に立つて、最大の成果を挙げることができるよう、市民ネットはバックアップしていきたい」と高山進さん（生物多様性条約

プラネット・ダイバーシティ・フォーラム

屋外イベントには延べ6000人、パレードには約1000人、フォーラムには300人以上（グリーンコーポからは各単協の理事長他22人）が参加し、熱気あふれる取り組みとなりました。

2009年5月、遺伝子組み換え食品「りなし」・キャンペーンの呼びかけで、生物多様性を考える市民ネットワーク（MOPA市民ネット）が設立。日本で行われる第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）とカルタヘナ議定書第5回締約国会議（MOP5）を照準に活動してきました。

遺伝子組み換え作物を容認してしまえば、  
拡散を止めることはできない

孤高を止める  
講師パーシー・シフマイザーさん

1996年カナダ政府はGMを認可。GM種子を使えば収穫は増え、農薬を減らすことができ、栄養価も高くなり、持続可能な農業で世界の飢餓に貢献できると、モンサント社はアピール。しかし、実態は全く逆であった。GM作物であることから価格は下がり、栄養価は有機農産物の50%、農薬の使用量は4～5倍。使用はじめて一年で農場のあちこちにスーパー雑草が育ち、駆除にもコストがかかる。しかも、GMを使用した農場と何キロにも及ぶ緩衝地帯を作っても、風や虫や鳥や人などの媒介による汚染を防ぐことはできない。

私はカナダで自家栽培した種子で品質のよいナタネを栽培、安定した農業を営んでいた。ところが、知らない間にGMナタネが農場の片隅に自生していたことから、契約をしたことがないのにモンサント社に種子の使用量の請求を受けた。裁判の結果、いかなる理由であれ、2%以上モンサント社の品種があれば特許侵害にあたり、種子も収穫物もすべてモンサント社のものであるという判決となった。自分たちで育生した種子が認められず、農家はナタネを栽培しようと必然的にGM作物を栽培せざるを得ない状況が生まれるのだ。世界の多くの農家がこの問題で苦しんでいる。日本はまだ、選択の余地が残されている。GM作物の栽培を阻止しなければ、農業は種子と食料の独占を狙うアグリビジネスの思うままになってしまうのだ。

パーミー・ショコライザー：カナダの農家、モンサント社を相手に裁判闘争を行う

奥田　二〇〇五年、初めての自生GMナタネ調査で生があることを知つて、M食品を食べなければいという問題ではないと実した。GM問題をアピーするためGMOフリーインと書いたガーデンピクを作り、家庭菜園などを設置するよう販売し、上げの一部で生産者の畠看板を立て、多くの人に

。モブリット社  
査は、6年という調査期  
や規模において世界でも  
れな市民による科学調査  
いえる。

輸送する過程でこぼれた Mナタネが自生している状況が、現在各地で見られる。GMナタネの自生

りなく〇%に近い日本では、海外に輸入依存せざるをえない。輸入されているナスのほとんどがGMナタマ、輸入港から製油工場など

自生GMナタネ汚染調査

## ペネルディスカッション



田原さん 奥田さん  
一ディネーター  
笠啓祐さん(MOP5市民ネット共同代表)  
ネリスト  
川豊久さん(遺伝子組み換え食品を考える中部の会)  
原幸子さん(グリーンコープ生協ふくおか理事長)  
田富美子さん(グリーンコープ生協おおいた理事長)  
堀ひろ子さん(生活クラブ生協連合会)  
林和子さん(生活クラブ生協エスコープ大阪)

から起つた現象。他で同様のことが起こり得る農家はGM種子であるかどうか見分けることはできま

的加工品の特長が失われることになる。こうした問題

の人々にとつて主食の問題。多くの零細な農民が、多国



名古屋市内を「遺伝子組み換え NO!」とアピールするグリーンコープからの参加者



ネイティブアメリカンの住居のモチーフを緑の風船で飾る、当日の取り組みのシンボル



さくらドロップによる「青空ライブ」



遺伝子組み換え中部の会のブースでは「自生ナタネの調査活動」などが紹介されていた

# 生物多様性を守る食と農 GMOのない 地球の多様



## MOP5市民提言

### 提言1:カルタヘナ議定書第27条「責任と修復」補足議定書を被害者と環境を真に護る国際制度に

- 予防原則（慎重原則）によるリスク管理にもとづいた国際制度を求める。この原則は、公害病やアスベスト被害など過去の教訓から学び、危険性について科学的に証明されていない場合でも、あとで取り返しがつかない被害を出さないよう、念のために対策を取るという原則です。LMOによる過去の過ちを繰り返さないために不可欠の原則です。
- LMO一人間が操作して作る生命操作生物。遺伝子組み換え生物に細胞融合生物を加えたもの
- 対象物質として、LMOのみならず、LMOおよびその生成物を含めることを求める。近年、現実の被害はLMOそのものだけでなく、その生成物によって間接的に起きる可能性があることを示す科学的知見が発表されています。
- 事業者の定義を広範囲の事業者を含むものにすることを求める。LMOの国境を越える移動には、様々な事業者が関わります。汚染者負担の原則にもとづき、製造物責任法（PL法）同様、損害の直接の原因となった事業者（その多くは中小の零細企業や農家）だけでなく、損害の原因になったGM種子などのLMO開発メーカーや販売業者にも修復・賠償義務を課す必要があります。
- 民事賠償規定を補足議定書に明記することを求める。損害を発生させた事業者は、故意や過失がなくとも、賠償責任を負うという無過失責任（厳格責任）を基準とすることを求める。
- 財政的保障制度を明記することを求める。開発、販売以外の事業者のほとんどは中小企業であるため、賠償能力がありません。このため、加害事業者の倒産に備えた基金や保険の義務付け、被害者が泣き寝入りを強いられないような制度にすることが不可欠です。

### 提言2:カルタヘナ国内法の改正

- GMナタネの自生、野生化、交雑に見られるように、GM作物による生物多様性への制御不能な事態に歯止めとなる仕組みを求める。
- 現国内法ではGM作物がもたらす生物多様性に対する環境影響評価を交雑可能な近縁の野生植物に限定していますが、人間の健康や農作物を含めた、あらゆる生物への影響を評価し、また、GM作物導入にともなう農法の変化、使用する農薬やその散布の方法の変化、モノカルチャー化の進行がもたらす影響も評価することを求める。
- 現在の農水省の指針に基づく交雑防止のための隔離距離を抜本的に見直し、北海道の試験結果をふまえ、花粉の寿命を考慮した隔離距離を設定することを求める。
- 北米でGM鮭が開発されるなど、GM動物の種類も数も増え続けています。これまで大学などで繰り返し起きてきた、GM動物逃走などのカルタヘナ国内法違反をなくすよう、規制を強化するとともに、動物の福祉に配慮する形で、国内法の改正を求める。
- これまでクローン動物は、LMOから除外されてきましたが、クローン技術は生物多様性と真っ向から対立する技術です。この技術をLMOの中に含めることを求める。
- 参議院で採択されたカルタヘナ国内法附帯決議を速やかに実施することを求める。

「GMOフリーゾーン運動韓国の状況」パク・チュニョンさん（原州ハンサリ）、「GMOに関する多岐に渡る問題点が指摘された。」

「GMOフリーゾーン運動韓国の状況」パク・チュニョンさん（原州ハンサリ）、「GMOに関する多岐に渡る問題点が指摘された。」

「GMOフリーゾーン運動韓国の状況」パク・チュニョンさん（原州ハンサリ）、「GMOに関する多岐に渡る問題点が指摘された。」

「GMOフリーゾーン運動韓国の状況」パク・チュニョンさん（原州ハンサリ）、「GMOに関する多岐に渡る問題点が指摘された。」

「GMOフリーゾーン運動韓国の状況」パク・チュニョンさん（原州ハンサリ）、「GMOに関する多岐に渡る問題点が指摘された。」

「GMOフリーゾーン運動韓国の状況」パク・チュニョンさん（原州ハンサリ）、「GMOに関する多岐に渡る問題点が指摘された。」

「GMOフリーゾーン運動韓国の状況」パク・チュニョンさん（原州ハンサリ）、「GMOに関する多岐に渡る問題点が指摘された。」

**カルタヘナ議定書と争点**

生物多様性条約に基づき、バイオテクノロジーによつて操作された生物（GM）が環境に悪影響を及ぼさないように管理するための措置を講じるための国際間の取り決めである「カルタヘナ議定書」が作られた。2003年に日本はこの議定書を締結し、2004年国内法

生物多様性条約に基づき、バイオテクノロジーによつて操作された生物（GM）が環境に悪影響を及ぼさないように管理するための措置を講じるための国際間の取り決めである「カルタヘナ議定書」が作られた。2003年に日本はこの議定書を締結し、2004年国内法

生物多様性条約に基づき、バイオテクノロジーによつて操作された生物（GM）が環境に悪影響を及ぼさないように管理するための措置を講じるための国際間の取り決めである「カルタヘナ議定書」が作られた。2003年に日本はこの議定書を締結し、2004年国内法

生物多様性条約に基づき、バイオテクノロジーによつて操作された生物（GM）が環境に悪影響を及ぼさないように管理するための措置を講じるための国際間の取り決めである「カルタヘナ議定書」が作られた。2003年に日本はこの議定書を締結し、2004年国内法

生物多様性条約に基づき、バイオテクノロジーによつて操作された生物（GM）が環境に悪影響を及ぼさないように管理するための措置を講じるための国際間の取り決めである「カルタヘナ議定書」が作られた。2003年に日本はこの議定書を締結し、2004年国内法

生物多様性条約に基づき、バイオテクノロジーによつて操作された生物（GM）が環境に悪影響を及ぼさないように管理するための措置を講じるための国際間の取り決めである「カルタヘナ議定書」が作られた。2003年に日本はこの議定書を締結し、2004年国内法

## 生物多様性条約及びカルタヘナ議定書とは

が施行された。

が施行された。